

平成27年6月11日

株 主 各 位

東京都杉並区成田東五丁目17番13号

株式会社 **ゴンゾ**

代表取締役副社長 石川 真一郎

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、来る平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前11時
※入場受付開始午前10時
(例年より1時間繰り上げておりますのでご注意ください。)
2. 場 所 東京都杉並区上荻一丁目23番15号
杉並公会堂 地下2階小ホール
(会場が前回と異なっておりますので、末尾記載の株主総会会場のご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的である事項
報 告 事 項 第16期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）事業報告
及び計算書類報告の件

決 議 事 項
第1号議案 取締役2名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 ストックオプションとしての新株予約権発行の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトを（アドレス <http://www.gonzo.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

### I. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当社及び当社の関係会社は、アニメーションの企画・制作、及びライセンス業務を行っております。

アニメーション業界におきましては、娯楽の多様化、少子化等により依然として厳しい環境にあるものの、海外市場に復調の兆しが見えはじめ、また配信メディアの増加と普及や、IPを活かしたゲームの増加など新たな成長機会が見込める分野が多数存在しております。

こうしたなか当社では、TVシリーズとして『ブレイドアンドソウル』を制作し、それ以外にも遊技機やゲームなど、様々なメディアの映像制作を実施してまいりました。また、当社が保有する豊富なコンテンツライブラリーを活用し、配信、海外、ゲームなどへのライセンス業務を幅広く展開してまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は1,214百万円（前年同期：1,655百万円）、営業利益は384百万円（前年同期：369百万円）、経常利益は328百万円（前年同期：302百万円）、当期純利益は403百万円（前年同期：440百万円）となり、重要な経営指標として認識しております営業利益について前年に引き続き黒字を達成しております。

#### (2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

#### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

### (8) 対処すべき課題

当社は、営業損益について、前事業年度は369百万円の利益を計上しており、当事業年度についても384百万円の利益を計上し、引き続き黒字化を達成しております。一方、当事業年度末において、債務超過額は1,987百万円から1,584百万円に縮小したものの、なお債務超過の状態であり、当該債務の返済資金の確保に困難が生じる可能性があります。また、借入金の契約について、現在、銀行借入金の一部につき、期限の利益の喪失条項に抵触しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、当事業年度以降の利益確保を実現させる施策として、既存事業での収益性安定化、成長領域での事業推進、資本増強の推進に向けた取り組みを推進しております。

#### ① 既存事業での収益性安定化

当社が従来から手掛けてきたファン向けアニメーション事業において、昨年同様コストの最適化及び管理体制の強化をいたしており、引き続き経営陣及び社員が一体となってこの体質の維持を図ってまいります。

#### ② 成長領域での事業推進

上記施策により、当社が従来から手掛けてきたファン向けアニメーション領域において安定的な収益を確保するとともに、当社が保有する有力作品について、規模の拡大が見込まれる実写化を含む映画化や遊戯機化、近年成長を続けるオンライン、ソーシャルゲーム市場との協業等の販売チャンネルの多角化展開を実施することにより、作品を更に大きく成長させ、収益の拡大化に努めてまいります。

#### ③ 資本増強の推進

アニメーション事業への経営資源の集中、コスト削減、及び営業体制の強化等をもって収益の最大化を引き続き図ることにより、資本の増強を推進してまいります。

しかしながら、以上の取り組みはいずれも実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映していません。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分            | 期 別 | 第13期                          | 第14期                          | 第15期                          | 第16期                          |
|----------------|-----|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                |     | (自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) | (自 平成24年4月1日<br>至 平成25年3月31日) | (自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日) | (自 平成26年4月1日<br>至 平成27年3月31日) |
| 売 上 高 (千円)     |     | 1,393,388                     | 1,103,632                     | 1,655,365                     | 1,214,999                     |
| 経 常 利 益 (千円)   |     | 168,012                       | 272,503                       | 302,853                       | 328,918                       |
| 当 期 純 利 益 (千円) |     | 113,489                       | 149,275                       | 440,001                       | 403,123                       |
| 1株当たり当期純利益 (円) |     | 485.53                        | 638.63                        | 1,882.42                      | 1,724.64                      |
| 総 資 産 (千円)     |     | 882,465                       | 714,248                       | 996,302                       | 948,053                       |
| 純 資 産 (千円)     |     | △2,566,893                    | △2,427,140                    | △1,987,139                    | △1,584,016                    |
| 1株当たり純資産 (円)   |     | △10,981.69                    | △10,383.80                    | △8,501.39                     | △6,776.74                     |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行株式数で算出しております。
2. 第14期連結会計年度末において連結子会社が存在しなくなったため、第14期連結会計年度末の連結貸借対照表は作成しておりません。このため、総資産、純資産及び1株当たり純資産については、個別貸借対照表を基に記載しております。
3. 第14期連結会計年度において連結子会社が存在しなくなったため、第15期から個別会社にて財産及び損益の状況の推移を記載しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社はいわかぜ1号投資事業有限責任組合であり、同社は当社の株式を188,458株(80.62%)を保有しています。

### ② 子会社の状況

| 会 社 名             | 資本金又は出資金 | 出資比率          | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------|----------|---------------|---------------|
| 株 式 会 社 ゴ ン ジ ー ノ | 100百万円   | 直 接<br>100.0% | アニメーションの企画・制作 |
| 株 式 会 社 沖 縄 ゴ ン ゾ | 3百万円     | 間 接<br>100.0% | アニメーションの制作    |

### (11) 主要な事業内容

当社及び当社の関係会社は、テレビ向けを中心としたアニメ作品の企画・制作を行う他、アニメ作品に対して出資をすることで収益分配権及び二次利用権を取得し、これら権利をライセンスに許諾する事業等を行うアニメーション事業を営んでおります。

### (12) 主要な事業所

#### ① 当社

本社：東京都杉並区

#### ② 子会社

株式会社ゴンジーノ

：東京都杉並区

株式会社沖縄ゴンゾ

：沖縄県宜野湾市

### (13) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 46名  | 0名     |

### (14) 主要な借入先及び借入額

| 借入先           | 借入金残高     |
|---------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行     | 964,986千円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 324,456千円 |
| 株式会社東京都民銀行    | 157,213千円 |
| 株式会社日本政策投資銀行  | 82,024千円  |
| 日本生命保険相互会社    | 43,730千円  |

### (15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 934,972株

(2) 発行済株式総数 233,743株

(3) 株主数 4,596名

### (4) 大株主

| 株 主 名            | 持株数(株)  | 持株比率(%) |
|------------------|---------|---------|
| いわかぜ1号投資事業有限責任組合 | 188,458 | 80.62   |
| 石川 真一郎           | 4,014   | 1.71    |
| 株式会社サン・クロレラ      | 3,200   | 1.36    |
| 梅本 隼三            | 1,298   | 0.55    |
| 栗原 真一            | 1,000   | 0.42    |
| 山本 健三            | 869     | 0.37    |
| 鈴木 成典            | 502     | 0.21    |
| 菱川 克是            | 500     | 0.21    |
| 株式会社ホリプロ         | 500     | 0.21    |
| 野口 秀成            | 400     | 0.17    |

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当社が現に発行している新株予約権

|                        |                                                    |
|------------------------|----------------------------------------------------|
| 発行決議の日                 | 平成17年6月29日                                         |
| 新株予約権の名称               | ①第7回新株予約権<br>②第8回新株予約権<br>③第10回新株予約権               |
| 新株予約権の数                | 3,000個                                             |
| 新株予約権の残数               | 850個                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類       | 普通株式                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の数        | 3,000株                                             |
| 新株予約権の払込金額             | 無償                                                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | ①1株当たり512,353円<br>②1株当たり490,928円<br>③1株当たり422,435円 |
| 新株予約権の行使期間             | 自平成19年6月30日<br>至平成27年6月29日                         |

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ②新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められない。
- ③権利行使期間中に死亡した割当てを受けた者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- ④その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

#### 2. 当社役員が保有する当社新株予約権の状況

| 区分                | 新株予約権の名称  | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|-------------------|-----------|---------|-----------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第7回新株予約権  | 415個    | 415株      | 2名   |
|                   | 第10回新株予約権 | 10個     | 10株       | 1名   |

#### 3. その他新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                        |
|-----------|---------|-------------------------------------|
| 代表取締役副社長  | 石 川 真一郎 | 株式会社INdiGo 代表取締役<br>株式会社沖繩ゴンゾ 代表取締役 |
| 取 締 役     | 根 本 慎太郎 | 株式会社INdiGo 社外監査役<br>株式会社沖繩ゴンゾ 社外監査役 |
| 取 締 役     | 植 田 兼 司 | いわかぜキャピタル株式会社 代表取締役                 |
| 取 締 役     | 幾 石 純   | いわかぜキャピタル株式会社 取締役                   |
| 取 締 役     | 西 山 弘   | いわかぜキャピタル株式会社 代表取締役                 |
| 常 勤 監 査 役 | 水 野 富 夫 |                                     |
| 監 査 役     | 辻 哲 哉   | Field-R法律事務所 弁護士                    |
| 監 査 役     | 小 高 和 昭 | 小高公認会計士事務所 公認会計士                    |

- (注) 1. 取締役 植田兼司氏、幾石純氏及び西山弘氏は社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役 水野富夫氏、監査役 辻哲哉氏及び小高和昭氏は社外監査役であります。  
 3. 監査役 辻哲哉氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役 小高和昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当期中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。  
 (a) 就任  
 該当事項はありません。  
 (b) 退任  
 該当事項はありません。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 定額報酬        |                       | 賞与金  |     | 退職慰労金 |     |
|--------------------|-------------|-----------------------|------|-----|-------|-----|
|                    | 支給人員        | 支給額                   | 支給人員 | 支給額 | 支給人員  | 支給額 |
| 取 締 役              | 2名          | 20,999千円              | —    | —   | —     | —   |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>( 3名) | 7,800千円<br>( 7,800千円) | —    | —   | —     | —   |
| 計                  | 5名          | 28,799千円              | —    | —   | —     | —   |

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役が5名、監査役が3名であります。なお、上記の支給人員と(1) 取締役及び監査役の氏名等の人数との相違は、無報酬の社外取締役3名が在任していることによるものであります。  
 2. 報酬等の額には使用人兼務役員の使用人部分は含まれておりません。



### (3) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

取締役 植田兼司氏及び西山弘氏は、いわかぜキャピタル株式会社の代表取締役であり、いわかぜキャピタル株式会社は当社の親会社であるいわかぜ1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。また、幾石純氏はいわかぜキャピタル株式会社の取締役であります。

#### ②当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 内 容                                                    |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 植 田 兼 司 | 当期開催の取締役会13回中13回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                     |
| 取 締 役 | 幾 石 純   | 当期開催の取締役会13回中11回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                     |
| 取 締 役 | 西 山 弘   | 当期開催の取締役会13回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                     |
| 監 査 役 | 水 野 富 夫 | 当期開催の取締役会13回中13回出席し、また当期開催の監査役会5回中5回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 辻 哲 哉   | 当期開催の取締役会13回中13回出席し、また当期開催の監査役会5回中5回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 小 高 和 昭 | 当期開催の取締役会13回中13回出席し、また当期開催の監査役会5回中5回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

#### ③責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結できる旨を定めており、現時点において社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

##### a. 社外取締役

社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、10万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する金額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

##### b. 社外監査役

社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、450万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する金額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

## V. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

才和有限責任監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人才和有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が規定する額としております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

8,700千円

②上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額

8,700千円

③上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬額等の額

8,700千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特に定めておりません。

## VI. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

効率的で適切な企業体制を作ることを目的として、以下の各項に関する大綱を取締役会において定め、体制を確保しております。

①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る稟議書、議事録等の文書その他の情報については、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、代表取締役 に 直 属 する 部 署 として 内部 監 査 室 を 設 置 し、 定 期 的 に 業

務監査実施項目及び実施方法を検証の上、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

- (b) 内部監査室の監査により、法令定款違反その他の事由による損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに代表取締役及び担当部署に通報される体制を構築する。
  - (c) 内部監査室の活動を円滑にするために、規程、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。
- ③取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
  - (b) 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
  - (c) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ④使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合、内部監査室に通報を行う、内部通報体制を構築する。
  - (b) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合、内部監査室長がその内容について、遅滞なくトップマネジメント、取締役会、監査役に報告する体制を構築する。
  - (c) 内部監査室長は、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し内部通報体制のさらなる周知徹底を図る。
- ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社内部監査室が当社グループ各社に対し、当社と同様の監査体制を構築する。
  - (b) 内部監査室は、子会社等に損失の危険が発生する可能性などを発見した場合、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を構築する。

- (c)当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は子会社等の各部署と十分な情報交換を行う。
- ⑥監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて監査役の業務補助スタッフを置くこととする。その人事については、取締役と監査役の協議により決定する。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a)取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- (b)常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。
- (c)監査役は当社の会計監査人である才和有限責任監査法人と情報交換を行うなど連携を図っていく。
- ⑧反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (a)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社は、反社会的勢力等に対し、毅然とした態度で臨み、また、トラブル等が発生した場合は社員一人ひとりを孤立させず、組織をあげて立ち向うことを基本方針とする。
- (b)反社会的勢力排除に向けた整備状況  
上記基本方針を「コンプライアンス行動基準」とする「コンプライアンスマニュアル」に定めるとともに、定期的にコンプライアンス研修を実施することにより、当社グループ全役職員に対して、その周知徹底を図る。また、警察、警察関連機関及び顧問弁護士等の外部専門機関との連携に努めることにより、反社会的勢力に関する情報収集・管理及び社内体制の整備強化に対応していく。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

---

事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                | 負 債 の 部         |                   |
|-----------------|----------------|-----------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>720,153</b> | <b>流動負債</b>     | <b>2,529,934</b>  |
| 現金及び預金          | 59,520         | 買掛金             | 83,197            |
| 売掛金             | 312,897        | 一年内返済予定の長期借入金   | 1,572,411         |
| 仕掛品             | 331,532        | 未払金             | 414,376           |
| 未収入金            | 5,370          | 未払費用            | 232,226           |
| 立替金             | 18,751         | 未払法人税等          | 21,751            |
| 前払金             | 4,406          | 未払消費税等          | 24,922            |
| その他の            | 3,310          | 前受金             | 158,476           |
| 貸倒引当金           | △15,635        | 預り金             | 17,844            |
| <b>固定資産</b>     | <b>227,900</b> | その他の            | 4,726             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,789</b>   | <b>固定負債</b>     | <b>2,135</b>      |
| 建物及び構築物         | 454            | 長期リース債務         | 2,135             |
| 器具備品            | 464            |                 |                   |
| リース資産           | 2,408          |                 |                   |
| その他の            | 462            |                 |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>192,791</b> |                 |                   |
| ソフトウェア          | 14             |                 |                   |
| コンテンツ著作権        | 181,635        |                 |                   |
| コンテンツ著作権仮勘定     | 9,720          | <b>負債合計</b>     | <b>2,532,070</b>  |
| その他の            | 1,422          | <b>純資産の部</b>    |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>31,319</b>  | <b>株主資本</b>     | <b>△1,584,016</b> |
| 投資有価証券          | 6,666          | 資本金             | 3,361,473         |
| 関係会社株式          | 4,122          | 資本剰余金           | 3,402,585         |
| 敷金及び保証金         | 20,342         | 資本準備金           | 3,402,585         |
| 破産更生債権等         | 52,747         | <b>利益剰余金</b>    | <b>△8,348,075</b> |
| その他の            | 187            | その他利益剰余金        | △8,348,075        |
| 貸倒引当金           | △52,747        | 繰越利益剰余金         | △8,348,075        |
|                 |                | <b>純資産合計</b>    | <b>△1,584,016</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>948,053</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>948,053</b>    |

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日)  
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 1,214,999 |
| 売 上 原 価               |         | 659,764   |
| 売 上 総 利 益             |         | 555,234   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 171,015   |
| 営 業 利 益               |         | 384,219   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 2       |           |
| 為 替 差 益               | 5,829   |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 9,325   |           |
| そ の 他                 | 188     | 15,346    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 66,304  |           |
| そ の 他                 | 4,342   | 70,647    |
| 経 常 利 益               |         | 328,918   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 債 務 免 除 益             | 378,881 | 378,881   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 5,000   |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 25,062  |           |
| 事 業 整 理 損             | 271,584 | 301,646   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 406,152   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |         | 3,029     |
| 当 期 純 利 益             |         | 403,123   |

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)  
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |              |                     |              |             |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|---------------------|--------------|-------------|
|                             | 資本金       | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金           |              | 株主資本<br>合 計 |
|                             |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |
| 平成26年4月1日残高                 | 3,361,473 | 3,402,585 | 3,402,585    | △8,751,198          | △8,751,198   | △1,987,139  |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |              |                     |              |             |
| 当期純利益                       |           |           |              | 403,123             | 403,123      | 403,123     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |           |              |                     |              |             |
| 事業年度中の変動額合計                 |           |           |              | 403,123             | 403,123      | 403,123     |
| 平成27年3月31日残高                | 3,361,473 | 3,402,585 | 3,402,585    | △8,348,075          | △8,348,075   | △1,584,016  |

(単位：千円)

|                             | 純資産合計      |
|-----------------------------|------------|
| 平成26年4月1日残高                 | △1,987,139 |
| 事業年度中の変動額                   |            |
| 当期純利益                       | 403,123    |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |            |
| 事業年度中の変動額合計                 | 403,123    |
| 平成27年3月31日残高                | △1,584,016 |

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 個 別 注 記 表

### (継続企業の前提に関する注記)

当社は、営業損益について、前事業年度は369百万円の利益を計上しており、当事業年度についても384百万円の利益を計上し、引き続き黒字化を達成しております。一方、当事業年度末において、債務超過額は1,987百万円から1,584百万円に縮小したものの、なお債務超過の状態であり、当該債務の返済資金の確保に困難が生じる可能性があります。また、借入金の契約について、現在、銀行借入金の一部につき、期限の利益の喪失条項に抵触しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、当事業年度以降の利益確保を実現させる施策として、既存事業での収益性安定化、成長領域での事業推進、資本増強の推進に向けた取り組みを推進しております。

#### ① 既存事業での収益性安定化

当社が従来から手掛けてきたファン向けアニメーション事業において、昨年同様コストの最適化及び管理体制の強化をいたしており、引き続き経営陣及び社員が一体となってこの体質の維持を図ってまいります。

#### ② 成長領域での事業推進

上記施策により、当社が従来から手掛けてきたファン向けアニメーション領域において安定的な収益を確保するとともに、当社が保有する有力作品について、規模の拡大が見込まれる実写化を含む映画化や遊戯機化、近年成長を続けるオンライン、ソーシャルゲーム市場との協業等の販売チャンネルの多角化展開を実施することにより、作品を更に大きく成長させ、収益の拡大化に努めてまいります。

#### ③ 資本増強の推進

アニメーション事業への経営資源の集中、コスト削減、及び営業体制の強化等をもって収益の最大化を引き続き図ることにより、資本の増強を推進してまいります。

しかしながら、以上の取り組みはいずれも実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映していません。



## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び……… 移動平均法による原価法を採用しております。

関連会社株式

②その他有価証券

時価のないもの………

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、匿名組合損益のうち持分相当額部分を「営業損益」に計上し、同額を匿名組合出資金に加減算することにより評価しております。

また、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、組合の収益及び費用を当社の出資持分割合に応じて計上するとともに純損益の持分相当額を加減算して評価しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品………

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産………

定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～15年

車両運搬具 2年

器具備品 3年～20年

#### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェア………

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

コンテンツ版權………

法人税法に定める特別な償却方法と同様の償却方法により、2年で償却しております。

#### (3) リース資産………

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金………

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (追加情報)

決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

## (貸借対照表に関する注記)

- |                                                                                     |          |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額                                                         | 14,161千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務                                                              |          |
| 短期金銭債権                                                                              | 363千円    |
| (3) 返済期日を経過した借入金                                                                    |          |
| 現時点(平成27年5月22日時点)で1,572百万円の借入金の返済期日を経過しており、平成21年4月以降、当該借入金に対して年率14%の遅延損害金が発生しております。 |          |

## (損益計算書に関する注記)

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引による取引高の総額 |          |
| 営業取引以外の取引高    支払利息             | 20,942千円 |

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

- |                              |          |
|------------------------------|----------|
| (1) 当事業年度の末日における発行株式数の種類及び総数 |          |
| 普通株式                         | 233,743株 |
| (2) 当事業年度の末日における自己株式の数       |          |
| 該当事項はありません。                  |          |

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の主な内容は、繰越欠損金等であります。なお、評価性引当金を全額計上しておりません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、銀行等金融機関及び法人からの短期借入金及び長期借入金により資金を調達しております。資金運用については特に行っておりません。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業部門において各種調査機関等を活用した定期的な与信管理を実施し、リスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当事業年度の末日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

(単位：千円)

|                   | 貸借対照表計上額 (※1) | 時価 (※1)     | 差額       |
|-------------------|---------------|-------------|----------|
| (1) 現金及び預金        | 59,520        | 59,520      | —        |
| (2) 売掛金           | 312,897       |             |          |
| (3) 未収入金          | 5,370         |             |          |
| 貸倒引当金 (※2)        | 15,635        |             |          |
|                   | 302,632       | 302,632     | —        |
| (4) 破産更生債権等       | 52,747        |             |          |
| 貸倒引当金(※2)         | 52,747        |             |          |
|                   | —             | —           | —        |
| (5) 買掛金           | (83,197)      | (83,197)    | —        |
| (6) 一年内返済予定の長期借入金 | (1,572,411)   | (1,610,812) | (38,401) |

(※1) 負債に計上されているものについては( )で示しております。

(※2) 売掛金、未収入金、破産更生債権等は貸倒引当金を控除しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法

##### (1) 現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としております。

##### (5) 買掛金

買掛金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 一年内返済予定の長期借入金

時価については元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率に、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額10百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の開示の対象とはしていません。

(持分法損益等に関する注記)

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 関連会社に対する投資の金額         | 0千円      |
| 持分法を適用した場合の投資の金額      | 10,641千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の投資利益の金額 | 3,223千円  |

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社等

(単位：千円)

| 属性  | 会社等の名称            | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容         | 取引金額<br>(注)       | 科目  | 期末残高 |
|-----|-------------------|--------------------|---------------|---------------|-------------------|-----|------|
| 子会社 | 株式会社<br>ゴンジーノ     | 所有<br>直接<br>100%   | 役員提供          | —             | —                 | 立替金 | 363  |
| 子会社 | 株式会社<br>I Ndi G O | 所有<br>直接<br>100%   | 資金の借入         | 支払利息<br>債務免除益 | 20,942<br>350,996 | —   | —    |

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般取引条件と同様に決定しております。  
3. 資金の貸付けに係る金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 個人

該当事項はありません。

(一株当たり情報に関する注記)

- |               |            |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | △6,776円74銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1,724円64銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月22日

株式会社ゴンゾ  
取締役会 御中

和有限責任監査法人

|                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 原 健 人 <sup>Ⓔ</sup> |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 山 崎 修 <sup>Ⓔ</sup> |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴンゾの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当事業年度末現在、債務超過の状況にあり、銀行借入金の一部について期限の利益を喪失していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を計算書類には反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人と有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

株式会社ゴンゾ 監査役会

|              |      |   |
|--------------|------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 水野富夫 | Ⓔ |
| 社外監査役        | 辻哲哉  | Ⓔ |
| 社外監査役        | 小高和昭 | Ⓔ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役2名選任の件

取締役根本慎太郎氏及び幾石純氏が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                    | 所有する当社株式数 |
|-------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1     | 根本 慎太郎<br>(昭和49年12月11日生) | 平成9年4月 株式会社アプラス入社<br>平成13年6月 株式会社ゴンゾ・ディジメーション・ホールディング(現 株式会社ゴンゾ)入社<br>平成20年3月 株式会社GDH(現 株式会社ゴンゾ)執行役員兼CFO<br>平成21年8月 株式会社INDiGO 監査役<br>平成23年6月 当社 取締役(現任)<br><br>現在に至る | 10株       |
| 2     | ※舟橋 知弘<br>(昭和51年6月30日生)  | 平成13年4月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店入社<br>平成17年6月 クレセント・パートナーズ有限会社入社<br>平成24年8月 いわかぜキャピタル株式会社入社<br><br>現在に至る                                                                   | 一株        |

(注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. いわかぜキャピタル株式会社は、当社発行済株式総数の80.62%を保有する、当社親会社のいわかぜ1号投資事業有限責任組合の運営・管理会社であり、候補者舟橋知弘氏は同社のエグゼクティブ・ディレクターを務めております。

4. 舟橋知弘氏は社外取締役候補者であります。

5. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

舟橋知弘氏は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」及び(注)2.に記載のとおり、当社親会社のいわかぜ1号投資事業有限責任組合に関与している方であり、事業再生に関する経験とノウハウを有しており、その専門知識と見識を当社の経営にも活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社では、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者舟橋知弘氏が原案通りに選任されますと、当社は同氏との間の責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりです。

・社外取締役が任務を怠ったことよって当社に損害賠償責任を負う場合は、10万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する金額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

社外監査役水野富夫氏及び辻哲哉氏が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。  
 なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。  
 監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社株式数 |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | 水野富夫<br>(昭和22年9月16日生) | 昭和46年4月 株式会社CBS・ソニーレコード(現株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント)入社<br>平成12年2月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 総務グループ本部長<br>平成15年2月 株式会社ソニー・ミュージックアクシス 代表取締役社長<br>平成17年4月 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 常勤監査役<br>平成19年4月 株式会社ソニー・ミュージックアクシス 取締役会長<br>平成20年6月 同社退社<br>平成21年3月 当社 監査役<br>現在に至る | 一株            |
| 2     | 辻哲哉<br>(昭和45年10月20日生) | 平成9年4月 第二東京弁護士会 弁護士登録<br>平成14年5月 ノースウェスタン大学ロースクール終了<br>平成15年5月 ニューヨーク大学ロースクール終了<br>平成15年7月 ニューヨーク州弁護士登録<br>平成15年8月 Field-R法律事務所入所<br>平成19年6月 当社 監査役<br>現在に至る                                                                                                   | 一株            |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 候補者水野富夫氏及び辻哲哉氏は社外監査役候補者であります。  
 3. 水野富夫氏及び辻哲哉氏は、現在当社の社外監査役であり、就任期間は本総会終結の時をもって、それぞれ6年3ヶ月及び8年となります。  
 4. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役との責任限定契約について  
 (1) 社外監査役候補者の選任理由について  
 水野富夫氏につきましては、これまで培ってきたビジネス経験を当社監査体制の強化に活かしていただきたいため、また、辻哲哉氏につきましては、同氏が有する弁護士としての法律的な知見を当社監査体制の強化に活かしていただきたいため、それぞれ社外監査役として選任をお願いするものであります。  
 (2) 責任限定契約について  
 当社では、社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外監査役候補者水野富夫氏及び辻哲哉氏が原案通りに選任されますと、当該責任限定契約を締結する予定であります。  
 その契約内容の概要は次のとおりであります。  
 ・社外監査役が任務を怠ったことよって当社に損害賠償責任を負う場合は、450万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する金額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。



### 第3号議案 ストックオプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして無償で発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものであります。

尚、本ストックオプションについては平成24年の第13期定時株主総会にてご承認頂いたものの、その後の取締役会において発行決議されなかったものを再委任するものであり、今回経営陣への更なる業績向上を促す為に、行使価額も変更致します。

また、当社の取締役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条の報酬等に該当します。取締役の報酬限度額は、平成12年4月7日開催の第1回定時株主総会において決議いただいておりますが、これとは別枠にて取締役に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、第2号議案をご承認いただいた場合、割当ての対象となる当社取締役は2名であります。

#### 1. 金銭の払込みを要しないで募集を行うことを必要とする理由

当社の業績向上の意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的とし、下記2記載の者を対象として新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役及び従業員

#### 3. 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

1,169個

#### 4. 新株予約権の払込金額

無償（新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。）

#### 5. 新株予約権の内容

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。ただし、新株予約権割当て後、当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち当該株式無償割当、株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×無償割当、分割又は併合の比率

また、新株予約権割当て後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

- (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの行使価額に①に定める新株予約権 1 個の目的たる株式数を乗じた金額とする。  
1 株あたりの行使価額は金 9,000 円とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。  
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 無償割当、分割・併合の比率
- (3) 新株予約権の行使期間  
新株予約権の割当日から、7 年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する期間とする。
- (4) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社との関係会社の取締役、監査役、従業員、又は顧問であることを要する。
  - ② 新株予約権者が死亡した場合で、死亡直前において当該新株予約権者が①の条件を満たしているとき、その相続人が新株予約権を承継し、これを行使することができる。ただし、新株予約権の承継後、権利行使をする前に当該相続人が死亡した場合、当該新株予約権は即時失効するものとする。
  - ③ その他の行使の条件は、当社取締役会決議により決定する。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じたときはその端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分については、当社取締役会の承認を要する。
- (7) 新株予約権の取得事由
- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 新株予約権者が上記(4)①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 1 株に満たない端数の処理  
新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(9) 合併等における新株予約権の交付

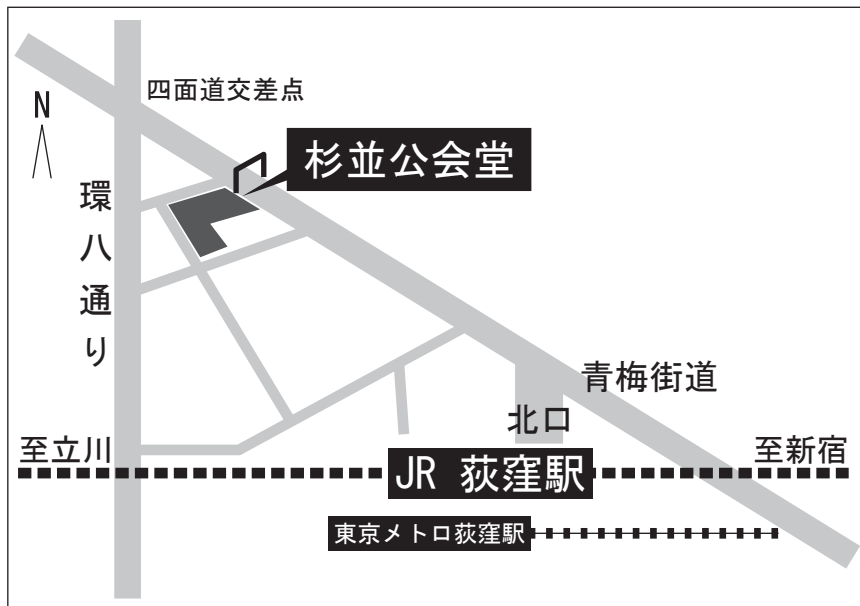
当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社又は資本下位会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転等の組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書等の規定に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社又は資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。

(10) その他の細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、当社取締役会決議又は取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

以 上

# 株主総会会場のご案内図



会場 : 東京都杉並区上荻一丁目23番15号  
杉並公会堂地下2階  
小ホール

<交通のご案内>

J R線、東京メトロ丸ノ内線

: 荻窪駅より徒歩約7分